

ご案内

各事業者 殿

島田労働基準協会
電話(0547)35-4522 F A X(0547)35-5191
<http://www.shimakikyo.jp>

令和元年度「アーク溶接等業務特別教育」(学科)について

アーク溶接等業務に労働者をつかせるときには、労働安全衛生法第59条第3項の規定によって、事業者は法令で定められた特別教育を行わなければならないことになっております。

当協会では、下記により標記の特別教育を開催致しますので、この機会に貴事業場の当該業務従事予定者を積極的に受講させていただきますようご案内致します。

記

1. 日時及び会場

会 場	開 催 日
藤枝勤労者体育館 2階大会議室 (藤枝市善左衛門66-1)	10月24日(木)・25日(金)

※開始時間は9時から。終了時間は1日目：15時30分、2日目：16時40分頃の予定です。
必ず8時50分までに来場してください。

2. 特別教育の内容

- (1) アーク溶接等に関する知識 (2) アーク溶接装置に関する知識
(3) アーク溶接等の作業の方法に関する知識 (4) 関係法令

3. 学科課程受講料(テキスト代を含む)

労働基準協会の会員事業所は1名につき 13,200円(うち消費税 1,200円)
非会員事業所は1名につき 15,400円(うち消費税 1,400円)

4. お申し込みの方法

- (1) 受講申込書に所要事項をご記入のうえ、受講料を添えて島田労働基準協会にお申し込み下さい。
定員になり次第締切らせていただきますので、お早めにお申し込み下さい。
- (2) テキストは、開催当日会場でお渡しします。
- (3) 申込後の取消しは、開催日の7日前までに受講券を返却された場合に限って受講料をお返しします。また、受講日の変更も開催日の7日前までに連絡して下さい。
- ※ 講習会は、日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これらに対応できる方を対象として受け付けています。

5. 修了証の交付 講習修了者には、事業場宛に「特別教育修了証(学科課程)」を交付します。

6. 携行品 受講券・筆記用具・昼食

7. 実技教育

本講習のうち、実技についてはアーク溶接装置の取扱い、作業方法の実技は10時間以上を事業場で実施していただくこととなっています。指導員は既に特別教育を修了している経験者のうちから指名してください。また、実施した教育記録は保存しておく必要があります。

受講初日	令和 年 月 日
講習会場	藤枝勤労者体育館 2 F 大会議室

**島田労働基準協会開催
アーク溶接の業務特別教育(学科) 受講申込書**

受講者氏名	生 年 月 日		
	年	月	日
	昭和・平成		
	昭和・平成		
	昭和・平成		

事業場名		
所在地	(〒)	
担当者連絡先	部課名	氏名
	TEL	FAX

令和 年 月 日

月 日支払予定

※講習日の2週間前までにお願ひします。

《個人情報について》

上記の個人情報につきましては、当協会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。